

# 新座市新型インフルエンザ等対策本部会議（第63回）

日時：令和5年4月24日（月）

午前9時～

場所：庁議室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う市の対応について
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る国の交付金を活用した市独自の対策について

### 3 その他

- ・ 2023年度の追加接種のスケジュールについて
- ・ 高齢者等の春開始接種について
- ・ 生後6か月以上4歳以下の者への新型コロナワクチン接種について
- ・ 新座市新型インフルエンザ等対策本部の廃止について

### 4 閉 会

## 新型コロナウイルス感染症 5類移行後の市の対応について

### A コロナ前に対応を戻す事項

所属名	変更前（5/7まで）	変更後（5/8以降）
人事課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主に以下4点について「サービス対応マニュアル」を作成した。</li> <li style="padding-left: 20px;">①新型コロナウイルスに関する休暇の取扱い</li> <li style="padding-left: 20px;">②健康管理（手指消毒やマスク着用等の基本的な感染対策の徹底、昼食休憩の注意、自身の体調管理、会食の自粛）</li> <li style="padding-left: 20px;">③その他（職員の新型コロナウイルス感染の公表方法）</li> <li>・コロナ対策推進員（各所属長）を設置する。</li> <li>・会食（歓送迎会、懇親会等含む）の実施は</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「サービス対応マニュアル」を廃止する（一部継続）。</li> <li>①廃止※               <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 当該休暇は、当初、国の指針に沿って設けたため、廃止する場合も国の指針に合わせる。</li> <li>ただし、現時点で国から指針は示されていないため、詳細が分かり次第通知する。</li> </ul> </li> <li>②廃止（個人の自主的な感染対策に努める）</li> <li>③廃止</li> <li>・コロナ対策推進員（各所属長）を廃止する。</li> <li>・会食（歓送迎会、懇親会等含む）は、感染対策</li> </ul>

所属名	変更前（5/7まで）	変更後（5/8以降）
	<p>以下4点に注意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①職務に支障のない範囲</li> <li>②大人数は控える。</li> <li>③長時間を避け大声は出さない。</li> <li>④会話する際はマスク着用を徹底する。</li> </ul> <p>・窓口ルールを策定する。主な項目は以下4点。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①窓口等の対応（窓口及び相談時間は1回15分目安、窓口はビニールカーテン越しの対応、相談の場合30分毎に約5～10分換気、相談の場合アクリル板越しで斜め向かいで対応）</li> <li>②マスクを着用していない来庁者の対応</li> <li>③窓口備品等の除菌（除菌タイム含む）</li> <li>④来庁者に対する手指消毒実施の徹底（消毒液の設置）</li> </ul> <p>・職員の陽性者数を市HPに公表する。</p> <p>・議員へ職員の陽性者数の情報を提供する。</p> <p>・昼食休憩時の感染拡大防止として、臨時職</p>	<p>を徹底の上、個人の判断に委ねる。</p> <p>・窓口ルールを廃止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①廃止</li> <li>②来庁者のマスク着用は、来庁者の判断に委ねる。</li> <li>③廃止</li> <li>④管財契約課と縮小の方向で調整（在庫の範囲内で対応し、なくなり次第廃止）</li> </ul> <p>・職員の陽性者数の市HP公表は廃止する。</p> <p>・議員へ職員の陽性者数の情報提供は廃止する。</p> <p>・黙食のポスターは撤去する（ただし、職員休憩</p>

所属名	変更前（5/7まで）	変更後（5/8以降）
	<p>員休憩室に黙食のポスターを掲示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食後の歯みがきの注意喚起として、一部の職員用化粧室にポスターを掲示する。</li> </ul>	<p>室の亚克力板は残す可能性あり。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食後の歯みがきの注意喚起のポスターを撤去する。</li> </ul>
管財 契約課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙所閉鎖</li> <li>・職員用事務机パーテーション設置</li> <li>・各課への手指消毒液配布</li> <li>・本庁舎執務室のセキュリティ扉の開放</li> <li>・第二庁舎の窓開放</li> <li>・来庁者待合スペースの席の間隔を空ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開放（ただし、脱臭設備の保守点検実施後から）</li> <li>・撤去</li> <li>・廃止（希望課には在庫の範囲内で配布し、その後は必要に応じて各課の消耗品費で購入）</li> <li>・廃止（セキュリティ再開）</li> <li>・廃止（各課の判断での換気を妨げない）</li> <li>・廃止</li> </ul>
地域活動 推進課	<p>【集会所（ふれあいの家を含む。）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用制限（飲食を伴う活動の利用禁止、対人距離の確保（部屋の人数制限）、ふれあいの家の立ち寄りスペース及び老人専用和室の利用休止等）をしていた。</li> <li>・チェックリストによる利用者の体調管理を実施していた。</li> <li>・手指消毒液を設置していた。</li> <li>・備品用除菌薬剤を設置していた。</li> <li>・ふれあいの家の窓口に飛沫対策用ビニール</li> </ul>	<p>【集会所（ふれあいの家を含む。）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用制限を全面解除する。</li> <li>・チェックリストを廃止する。</li> <li>・在庫がなくなり次第、撤去する。</li> <li>・在庫がなくなり次第、撤去する。</li> <li>・ビニールカーテン（亚克力板）を撤去する。</li> </ul>

所属名	変更前（5/7まで）	変更後（5/8以降）
	カーテン（アクリル板）を設置していた。	
こども支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・館内（新座市児童センター、福祉の里児童センター）での食事を不可としていた（水分補給のみ可）。</li> <li>・プラネタリウム事業の個人利用において、事前予約制を実施していた。</li> <li>・キャンプ場の宿泊は不可としていた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・館内（新座市児童センター、福祉の里児童センター）での食事を可とする。</li> <li>・プラネタリウム事業の個人利用は、従前どおり、当日受付とする。</li> <li>・キャンプ場の宿泊は可とする。</li> </ul>
長寿はつらつ課	<p>【老人福祉センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者は入館時に必ず検温する。</li> <li>・利用者は入館時及び退館時に受付を実施</li> <li>・食事をする場合は黙食（時間・場所の制限あり）</li> <li>・お茶サービス・給湯室の利用禁止</li> <li>・パーテーション（受付等）の設置</li> <li>・館内設備の定期的な消毒を実施</li> <li>・カラオケの際には、マイクにカバーを装着</li> <li>・団体利用の場合は、時間・場所・消毒・換気等の制限あり。</li> </ul>	<p>【老人福祉センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入館時の検温は実施しない。</li> <li>・入館時の受付のみ実施</li> <li>・黙食の制限を解除（時間・場所の制限なし）</li> <li>・お茶サービス・給湯室の利用再開</li> <li>・原則として、パーテーションは撤廃する</li> <li>・原則として、館内設備の消毒は実施しない</li> <li>・原則として、マイクカバーの制限を撤廃</li> <li>・原則として、団体利用についての制限は撤廃する。</li> </ul> <p>※ 団体・サークル活動における感染対策は、各団体・サークルの判断に委ねる。</p>

所属名	変更前（5/7まで）	変更後（5/8以降）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お風呂の利用制限（入浴時間・人数）あり。</li> <li>【高齢者いきいき広場】</li> <li>・人数制限を設けていた。</li> <li>・入館時に検温し、37度以上の熱がある方や不調のある方は入館できないこととしていた。</li> <li>・各部屋に消毒液を設置し、入館時の手指のアルコール消毒を行うよう徹底していた。</li> <li>・管理人は、午前と午後に1度ずつ、施設全体の消毒を行っていた。</li> <li>・受付や活動時には、パーテーションを使用していた。</li> <li>・グループ活動を行う利用者は、活動前に手指の消毒、活動後に備品等の消毒、片づけを行っていた。</li> <li>・電気ポット、血圧測定器は使用禁止としていた。</li> <li>・カラオケ等の声を出す活動については、人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お風呂の利用制限を撤廃する。</li> <li>【高齢者いきいき広場】</li> <li>・人数制限を解除する。</li> <li>・検温を実施せず、入館時に口頭での体調確認を行う。</li> <li>・各部屋に消毒液を設置し、個人の判断により使用できることとする。</li> <li>・施設の消毒は行わない。</li> <li>・パーテーションは撤去するが、施設内に保管し個人の判断により使用できることとする。</li> <li>・各部屋に消毒液を設置し、個人の判断により使用できることとする。</li> <li>・電気ポット、血圧測定器を使用可能とする。</li> <li>・カラオケ等の声を出す活動についての制限を撤</li> </ul>

所属名	変更前（5/7まで）	変更後（5/8以降）
	<p>数制限をさらに半数にするなどの特別ルールを設けていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事については、黙食、パーテーション設置などの特別ルールを設けていた。</li> </ul>	<p>廃する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事についての制限を撤廃する。</li> </ul>
生涯学習 スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナ対策として、所管施設窓口にパーテーションを設置していた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口のパーテーションを撤去する。</li> </ul>
中央 公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設（部屋）の利用人数を制限していた。</li> <li>・ロビー等の共用スペースに設置するテーブル・椅子を間引きしていた。</li> <li>・保育付きの講座で保育サポーターが保育する幼児の人数を制限していた。</li> <li>・保育付きの講座で玩具の貸出しを行わず、各自に持参してもらっていた。</li> <li>・やかん、湯飲み等の備品の貸出しを中止していた。</li> <li>・施設（部屋）利用者のチェックリストによる体調管理を行っていた。</li> <li>・施設（部屋）利用者が利用後に消毒を行っていた。</li> <li>・実習室での食事を短時間での試食のみとし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設（部屋）の利用人数の制限を解除する。</li> <li>・ロビー等の共用スペースに設置するテーブル・椅子の間引きを解除する。</li> <li>・保育付きの講座で保育サポーターが保育する幼児の人数制限を解除する。</li> <li>・保育付きの講座での玩具の貸出しの制限を解除する。</li> <li>・やかん、湯飲み等の備品の貸出しの制限を解除する。</li> <li>・施設（部屋）利用者のチェックリストによる体調管理を廃止する。</li> <li>・施設（部屋）利用者が利用後に行っていた消毒を廃止する。</li> <li>・実習室での食事の制限を解除する。</li> </ul>

所属名	変更前（5/7まで）	変更後（5/8以降）
	<p>ていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務室窓口に飛沫防止のビニールカーテンを設置していた。</li> <li>・事務室内に飛沫防止のパーテーションを設置していた。</li> <li>・各関係団体等が作成する業種の種別ごと（公民館、合唱活動等）の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに基づき感染対策を行っていた（手洗い又は手指消毒、換気、対人距離等）。</li> <li>・施設（部屋）の利用日の変更について、新型コロナウイルス感染症による例外を認めていた。</li> <li>・館の入口に手指消毒液とスタンド式非接触体温計を設置していた。</li> <li>・栄公民館に設置する冷水器の使用を中止していた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務室窓口に設置していた飛沫防止のビニールカーテンを撤去する。</li> <li>・事務室内に設置していた飛沫防止のパーテーションを撤去する。</li> <li>・各関係団体等が作成する業種の種別ごと（公民館、合唱活動等）の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに基づき行っていた感染対策を廃止する。</li> <li>・施設（部屋）の利用日の変更について認めていた新型コロナウイルス感染症による例外を廃止する。</li> <li>・館の入口に設置している手指消毒液とスタンド式非接触体温計は、手指消毒液の在庫がなくなり次第撤去する。</li> <li>・栄公民館に設置する冷水器の使用を開始する。</li> </ul>
中央図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナ対策として、窓口及び事務室にパーテーションの設置、消毒液の設置、机の</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃止（現在、在庫しているアルコールが無くなり次第）</li> </ul>



所属名	変更前（5/7まで）	変更後（5/8以降）
	消毒 ・ 閲覧席及び学習室の人数制限を行っていた。 ・ 冷水器については使用不可としていた。	・ 廃止 ・ 水質検査をした上で、使用開始

B 5 類移行後も継続する事項

所属名	変更前（5/7 まで）	変更後（5/8 以降）
人事課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染防止に伴う時差出勤</li> <li>・ テレワーク、在宅勤務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染防止に伴う時差出勤</li> <li>・ テレワーク、在宅勤務</li> </ul>
こども支援課	<p>・ 新座市児童センターと福祉の里児童センターの2部制（午前と午後の入替制）を実施していた。</p> <p>&lt; 移行前 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新座市児童センター：午前9時半～正午と午後1時半～午後5時の入替制</li> <li>○ 福祉の里児童センター：午前10時～正午と午後1時半～午後5時の入替制</li> </ul>	<p>・ 新座市児童センターと福祉の里児童センターの2部制（午前と午後の入替制）を夏休み期間が終わるまで継続実施する。</p> <p>ただし、開館時間は従前どおりに戻す。</p> <p>&lt; 移行後 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新座市児童センター：午前9時～</li> <li>○ 福祉の里児童センター：午前9時半～</li> </ul> <p>※新座市児童センター条例第9条において、児童センターの利用時間は午前9時から午後5時まで（福祉の里児童センターは午前9時30分から午後5時まで）と規定されているが、管理者（市長又は指定管理者）が特に必要と認めるときは、市長の承認を得た上で、利用時間を変更できることが規定されている。</p>

所属名	変更前（5/7まで）	変更後（5/8以降）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・館内消毒の実施</li> <li>＜移行前＞</li> <li>開館前、午後1時、午後5時に消毒を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・館内消毒の実施</li> <li>＜移行後＞</li> <li>正午～午後1時半に消毒を実施</li> </ul>
<p>長寿 はつらつ課</p>	<p>【老人福祉センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手指消毒液の設置及び館内の定期的な換気。</li> </ul> <p>【高齢者いきいき広場】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理人による施設の換気</li> <li>＜移行前＞</li> <li>30分に1度、5分程度の換気</li> </ul>	<p>【老人福祉センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R5.3.31付厚生労働省事務連絡において、「基本的感染対策として、引き続き有効」と示されているため、消毒液は引き続き設置し、一定時間ごとの換気を実施する。</li> </ul> <p>【高齢者いきいき広場】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理人による施設の換気</li> <li>＜移行後＞</li> <li>一定時間ごとの換気</li> </ul>

# 市独自の新型コロナウイルス地方創生臨時交付金活用事業について

## 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（重点交付金）について【別紙1】

- ・ 地方公共団体が、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」が増額・強化された。
- ・ 今回の交付金では、市民、事業者を対象に物価高騰対策を目的とした事業であれば地方自治体が用途を決定できる「推奨事業メニュー分」に併せ、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯を対象として支援する「低所得世帯支援枠」が新設された。

## 2 本市への交付限度額

【低所得世帯支援枠分】 421,285千円（事務費含む）※概算分

【推奨事業メニュー分】 335,755千円

## 3 新たな支援策の立案の基本的な考え方【別紙2】

- ・ 令和5年3月30日付け事務連絡により全庁照会を行い、当該回答結果等を踏まえ、検討した。
- ・ 個人や子育て世代を広く支援する事業に加え、物価高騰により特に影響を受けている事業者を支援する事業を対象とした。

## 4 その他

- ・ 対象事業は、第2回市議会定例会の議案として補正予算を計上する予定。

## 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額・強化 (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)

別紙 1

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を増額するとともに、低所得世帯への支援のための「低所得世帯支援枠」を措置。

- 予算額 : 1兆2,000億円 (うち ①低所得世帯支援枠 5,000億円、②推奨事業メニュー 7,000億円)

**新座市交付限度額 : ① 421,285千円 ② 335,755千円**

- 対象事業 : ① (低所得世帯支援枠) 物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業。  
 ② (推奨事業メニュー) エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。(詳細は、2頁参照)

推奨事業メニュー	
<p style="text-align: center;">(生活者支援)</p> <p>① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援</p> <p>② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援</p> <p>③ 消費下支え等を通じた生活者支援</p> <p>④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援</p>	<p style="text-align: center;">(事業者支援)</p> <p>⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援</p> <p>⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援</p> <p>⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援</p> <p>⑧ 地域公共交通や地域観光業等に対する支援</p>

- 算定方法 : ① (低所得世帯支援枠) 住民税非課税世帯1世帯あたり3万円を基礎として算定(市町村)  
 ② (推奨事業メニュー) 人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定(都道府県、市町村)

# 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金

追加額1兆2,000億円(I及びIIの合計)

## I. 低所得世帯支援枠(5,000億円)

- ・ 低所得世帯への支援枠を措置。
- ・ 1世帯当たりの予算の目安は3万円。ただし、下記の推奨事業メニュー①や③と組み合わせてプレミアム商品券やマイナポイントを配付するなど、支援の方法(現物・現金)や1世帯当たり単価といった具体的内容は地域の事情に応じて決められる。

(注)住民税非課税世帯×3万円及び事務費分を市町村に交付。

## II. 推奨事業メニュー(7,000億円)

### 生活者支援

- ① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援  
低所得世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援  
※ 住民税非課税世帯に対しては上記Iによる支援を行う。
- ② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援  
物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援  
※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。
- ③ 消費下支え等を通じた生活者支援  
エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス使用世帯への給付などの支援
- ④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援  
家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

### 事業者支援

- ⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援  
医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対するエネルギー・食料品価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)
- ⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援  
高騰する配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農業者が構成員となる土地改良区における農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、高騰する化学肥料からの転換に向けて地域内資源を活用する独自の取組などの支援
- ⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援  
特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援
- ⑧ 地域公共交通や地域観光業等に対する支援  
地域公共交通事業者や地域観光事業者等(飲食店を含む)のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、アフターコロナに向けた事業再構築を含めた事業継続、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用も可能。

新座市物価高騰対策

別紙 2

【新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業第 1 1 弾】 (案)

【推奨事業メニュー】

交付限度額 335,755千円

第11弾案 375,830千円

No.	所管名	交付対象事業の名称	事業を既に実施している場合は「〇」を記入してください。	事業の概要 (①②③④を必ず明記) ①目的・効果 (※1) ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠 (対象数、単価等) (※2) ④事業の対象 (交付対象者、対象施設等)	総事業費 (千円) ※千円未満切上げ	重点交付金メニュー
1	市民生活部 産業振興課	地域応援クーポン事業		<p>①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民の購買意欲の喚起及び地元業者の支援として、市内中小企業で使用可能なクーポンを1世帯当たり3,000円配布する。</p> <p>②クーポンの印刷、参加店募集、発送、事業PR、換金、コールセンター対応等の業務委託</p> <p>③クーポン換金原資<b>208,845,000円</b> (内訳) 3,000円×78,000世帯×換金率85%×奨励金1.05 業務委託計<b>72,000,000円</b> (内訳) 取扱店募集、クーポン印刷、発送、事業PR、換金、コールセンター対応等</p> <p>④市民及び市内中小企業</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">R 4 実績 換金率85.6%</div>	280,845	③消費下支え等を通じた生活者支援

No.	所管名	交付対象事業の名称	事業を既に実施している場合は「○」を記入してください。	事業の概要（①②③④を必ず明記） ①目的・効果（※1） ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等）（※2） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	総事業費 （千円） ※千円未満切上げ	重点交付金 メニュー
2	市民生活部 環境課	集団資源回収事業者への燃料費支援		<p>①エネルギー価格高騰の影響を受けている集団資源回収事業協力事業者（12者）を支援するため、集団資源回収事業協力事業者への補助金について、資源ごみの回収量に応じて補助金額を増額する。</p> <p>②集団資源回収事業協力事業者補助金の増額</p> <p>③27,500,000円</p> <p>【内訳】 年間回収量5,500,000kg×5円/kg=27,500,000円</p> <p>④集団資源回収事業協力事業者 12者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>【当初予算】年間回収量5,500,000kg×4円/kg=22,000,000円 ※交付金事業対象外とした場合も、上記支援を実施する見込み</p> </div>	27,500	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
3	総合福祉部 障がい者福祉課	障がい福祉サービス事業所支援給付事業		<p>①物価高騰に直面する障がい福祉サービスを提供している事業者に対して事業支援を行う。</p> <p>②給付金</p> <p>③132事業者×100,000円=13,200,000円</p> <p>④居宅介護事業者、就労移行支援、就労継続支援、生活介護、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、生活サポート、移動支援、地域活動支援センター、指定特定相談支援事業者、指定障がい児相談支援事業者</p>	13,200	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援



No.	所管名	交付対象事業の名称	事業を既に実施している場合は「○」を記入してください。	事業の概要（①②③④を必ず明記） ①目的・効果（※1） ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等）（※2） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	総事業費 （千円） ※千円未満切上げ	重点交付金 メニュー
4	いきいき健康部 長寿はつらつ課	高齢者配食サービス事業者支援金		①配食を実施するにあたり必要なエネルギー（電力・ガス・食料品等）の価格高騰の影響を受けている配食事業者を支援するため、1事業者あたり20万円を給付する。 ②高齢者配食サービス事業者支援金 ③3事業者×20万円＝60万円 ④新座市高齢者配食サービス事業者の市内の社会福祉法人及びNPO法人	600	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
5	いきいき健康部 介護保険課	介護サービス事業所支援給付金事業		①物価高騰に直面する介護サービスを提供している事業者に対して事業支援を行う。 ②給付金 ③【訪問系】 42事業者×100,000円＝4,200,000円 【通所系】 49事業者×100,000円＝4,900,000円 【施設系】 52事業者×100,000円＝5,200,000円 【その他】 52事業者×100,000円＝5,200,000円 ④【訪問系】 訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの指定事業者 【通所系】 通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護 【施設系】 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 【その他】 福祉用具貸与、居宅介護支援、介護予防支援	19,500	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

No.	所管名	交付対象事業の名称	事業を既に実施している場合は「○」を記入してください。	事業の概要（①②③④を必ず明記） ①目的・効果（※1） ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等）（※2） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	総事業費 （千円） ※千円未満切上げ	重点交付金 メニュー
6	学校教育部 学務課	給食費 支援金		①物価高騰等による給食費の改定（値上げ）に対する保護者の負担を軽減するため、改定分を5か月間支援する。 ②給食費支援金 ③34,185,000円 ・小学校：8,664人×500円×5か月=21,660,000円 ・中学校：4,175人×600円×5か月=12,525,000円 ④児童及び生徒	34,185	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援

## 【低所得世帯支援枠分】

交付限度額	421,285千円
事業費	585,000千円

※交付限度額は概算分

(R 3 住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給世帯数×0.7)

※追加分については1 2 月頃世帯数等調査予定

No.	所管名	交付対象事業 の名称	事業を既に 実施してい る場合は 「○」を記 入してくだ さい。	事業の概要 (①②③④を必ず明記) ①目的・効果 (※1) ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠 (対象数、単価等) (※2) ④事業の対象 (交付対象者、対象施設等)	総事業費 (千円) ※千円未満切上げ
1	総合福 祉部 福祉政 策課	住民税非課税 世帯に対する 臨時特別給付 金(仮称)		①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている令和5年度住民税非課税世帯を支援するため、1世帯当たり3万円を給付する。 ②住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金(仮称) ③事業費 5億4,000万円(18,000世帯×3万円) 事務費 4,500万円(システム構築費用、消耗品、印刷製本等) ④令和5年度住民税が非課税者の世帯	585,000

## 2023年度の追加接種のスケジュールについて

		R5.5.8		R5.9	
		2022年度	2023年度		
		令和4年秋開始接種	令和5年春開始接種	令和5年秋開始接種	
12歳以上	65歳以上	接種対象	接種対象 (約47,000人)	接種対象 (約130,000人)	
	基礎疾患あり				
	医療従事者等				
	上記以外 (健常な65歳未満)		接種対象外		
5～11歳	基礎疾患あり	接種対象	接種対象 (約1,000人)	接種対象 (約2,300人)	
	上記以外 (健常な小児)		接種対象外		

生後6か月～4歳(初回接種)	接種対象(従来型ワクチン)
初回接種未完了者	接種対象(従来型ワクチン)

## 高齢者等の春開始接種について

(方針) これまでの接種のように、接種を希望する者に速やかに接種機会を提供し、できる限り早期の接種完了を目指すのではなく、春夏接種期間において、対象者の接種機会を計画的に分けるものとする。

- 接種期間 5月15日(月)～8月27日(日)
- 対象者 65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認めるもの、医療従事者、高齢者施設、障がい者施設等の従事者
- 対象人数 12歳以上約47,000人、5歳～11歳約1,000人
- 接種券発送 3回に分けて、接種券を送付(4/20、5/16、6/13)
- 予約開始 高齢者等 初回5月11日(木)～ 以後、毎週火曜日・木曜日に順次予約開始  
前回接種日に応じ、1回当たり2,000～2,700人程度を目安に区分  
(参考:令和4年秋開始接種では1回当たり20,000人程度)
- 接種体制 週当たり2,500人程度(個別)×15週 ※枠が不足する場合は集団も実施  
※令和5年春開始接種は、予約開始日を細分化し、対象人数に対して予約枠を十分設けることにより予約を取りやすい環境が整うため、予約支援事業は実施しない。

## 生後6か月以上4歳以下の者への新型コロナワクチン接種について

令和4年11月から接種を開始してきた標記の件について、令和5年度も引き続き実施する運びとなった。

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 対象者     | 生後6か月以上4歳以下   |
| (2) 接種券発送   | 接種券は発送せずに申請方式   |
| (3) 接種回数    | 3回<br>※有効成分は12歳以上の10分の1<br>※1回0.2mlを計3回の接種が必要、1回目の3週間経過後に2回目、さらに8週間経過後に3回目を接種 |
| (4) ワクチンの種類 | ファイザー社製（小児用ワクチン）  |
| (5) 予約開始    | 4月11日（火）～   |
| (6) 接種実施    | 4月下旬～ 市内各医療機関   |

## 【参考】

### 新型コロナワクチンの接種状況について（令和4年秋開始接種）

（令和5年4月11日時点）

本市の新型コロナワクチン接種状況（令和5年4月11日時点）は下記のとおり

#### オミクロン株対応ワクチン

12歳以上（対象者）	125,969人	
接種人数	73,088人	接種率58.02%
65歳以上（対象者）	39,765人	
接種人数	32,802人	接種率82.49%
60歳以上（対象者）	47,702人	
接種人数	38,110人	接種率79.89%

## 【新座市新型インフルエンザ等対策本部の廃止について】

- (1) 5月8日から新型コロナウイルス（COVID-19）が新型インフルエンザ等特別措置法の対象外となり（緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の発出の対象外）、基本的対処方針及び業種別ガイドラインも同日をもって廃止となる（令和5年2月10日改定の基本的対処方針に明記）。
  - (2) 国の新型コロナウイルス感染症対策本部は設置の根拠を失う（特措法第21条第1項）。
  - (3) 国の対策本部の廃止されることから都道府県の対策本部も廃止となる（特措法第25条）。
- 新座市新型インフルエンザ等対策本部を廃止する（特措法第37条において準用する同法第26条）。
- ⇒ 5月8日以降、新型コロナウイルスの感染対策等については、新型インフルエンザ等対策庁内調整会議において対応します。